

主任技術者又は監理技術者等及び現場代理人の兼務条件

主任技術者又は監理技術者が複数工事を兼務できる主な条件

兼務する工事 の技術者要件	全て非専任工事 の場合	条件なしで兼務可。
	専任工事 を含む場合	①近接関連工事の場合の兼務（建設業法施行令第27条第2項） 近接関連工事（※）であり、かつ2件までであること。（ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。）（監理技術者を配置する工事には適用不可）
		②ICT活用による複数の専任工事の兼務（建設業法第26条第3項第1号） 建設業法第26条第3項第1号に規定する要件を満たす工事であり、2件まで。 ③監理技術者補佐の配置による複数の専任工事の兼務（建設業法第26条第3項第2号） 全ての工事に監理技術者補佐を配置する等の要件を満たす工事であり、2件まで。 （主任技術者を配置する工事には適用不可）

現場代理人が複数工事を兼務できる主な条件

件数		2 件まで。（ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め 3 件までとする。）
発注者		綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。 （ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。）
現場代理人		兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
連絡員		兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。 （連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。）
兼務する工事 の技術者要件	全て非専任工事 の場合	綾部市内であり、かつ当初請負金額の合計が 4,500 万円（建築一式工事は 9,000 万円）未満の工事であること。
	専任工事 を含む場合	近接関連工事（※）であること。

（※）工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する工事

詳細は「綾部市発注の建設工事と技術者等の配置について」参照